

阿賀野市規則第24号

阿賀野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成21年阿賀野市規則第54号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿賀野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第1条中「阿賀野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「阿賀野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改め、「平成21年」の次に「阿賀野市」を加える。

第2条第1項第1号ア中「者」を「もの」に、同号イ中「うけた」を「受けた」に改める。

第3条の見出し中「告示」を「公表」に、同条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「告示」を「公表」に改める。

第9条を第17条とし、第8条を第16条とする。

第7条第1項中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「条例第6条第1項の規定により電磁的記録により」に改め、「ファイル」の次に「に記録する方法」を加え、「含む。）に記録する方法による」を「含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により作成等を行う」に改め、同条第2項中「措置」の次に「であって規則等で定めるもの」を加え、「行うこと及び当該」を「行い、当該」に、「若しくは磁気ディスク（これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる者を含む。）に記録し、又は」を「に記録すること若しくは同項に規定する磁気ディスクをもって調製すること又は」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第14条 条例第7条第1号に規定する規則等で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- （1） 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市長が認める手続等
- （2） 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると市長が認める手続等
- （3） 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長が認める手続等

（添付書面等の省略）

第15条 条例第8条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行

政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、市長等が別に定めるものとする。

第6条中「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を「条例第5条第1項の規定により」に、「書類の」を「書類により」に、「当該縦覧等を行う」を「市長等の」に、「方法による」を「方法により縦覧等を行う」に改め、同条を第12条とする。

第5条第1項中「電子情報処理組織を使用して」を「条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- （1） 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- （2） 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところにより行う届出
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長等が定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- （2） 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

第4条第1項中「電子情報処理組織を使用して」を「条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項第1号中「第3条第1項」の次に「及び第16条の2第1項」を加え、同条第3項中「明らかにする措置」の次に「であって規則等で定めるもの」を加え、同条第4項中「手続き」を「手続」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が

認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第5条第2項第1号の規定は、令和5年5月11日から適用する。